

DVと子ども

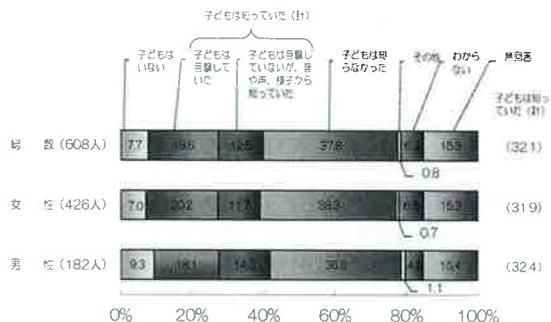
配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、これら女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されるものではありません。国の男女共同参画推進本部では、毎年11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間としています。

また、厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する家庭や学校、地域など社会全般の関心と理解を深めるため、さまざまな広報・啓発活動などを実施しています。そこで今回は、※DVが子どもに与える影響について考えてみたいと思います。

【子どもによる目撃】

少し古いデータになりますが、内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成17年）によると、DVを受けたことがある人に、そのような行為を受けているところを子どもが知っていたかどうか、質問したところ、ほぼ3人に1人が「子どもは知っていた」と答えています。（下記資料参照）

子どもによる目撃
 内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成17年



【子どもへの影響】

DVを見て育った子どもは、暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまいます。そのために将来、人間関係をうまく築けなかったり、世代連鎖的に暴力の加害者や被害者になってしまう例もあります。

また、子どもに心理的な傷を与える言動は、直接的な暴力がなくても「児童虐待」に当たるとして法律で禁止されています。

このように被害者の人権を傷つけるだけでなく、子どもの心身の成長や人格の形成にも、深刻な影響を与えるDVを絶対に許してはいけません。
 ※DV下メスティック・バイオレンス
 配偶者等からの身体的・精神的暴力

鳥取県男女共同参画センター 「よりん彩」西部相談

夫婦関係や家族のこと、職場や地域での人間関係など、不安や悩みを専任の相談員がお聴きし、一緒に考える相談室です。心に引っかかっていることを、まずは話してみませんか？ 秘密は守ります。電話相談、面接相談（要予約）いずれも無料です。

この4月から、弁護士による法律相談が米子でもできるようになりました。（面接のみ。要予約）詳しくは、お問い合わせください。

- ◆相談時間（平日のみ） 9時～12時、13時～17時。ただし、第3木曜日は11時30分まで
- ◆場所 米子コンベンションセンター4階 よりん彩西部相談室
- ◆問い合わせ先 よりん彩西部相談室 ☎0859-33-3955

女性の人権ホットライン

法務省と全国人権擁護委員連合会では、女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るための取組みとして、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

- ◆実施期間 11月14日（月）～20日（日）までの7日間
- ◆受付時間 平日 8時30分～19時 土・日曜日 10時～17時
- ◆専用相談電話番号 ☎0570-070-810



※人権擁護委員および法務局職員が相談に応じます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。